

障害学生等に対する合理的配慮の事例

ここでは、本学通信教育部において実際に合理的配慮を行った事例を掲載しています。ただし、実際の合理的配慮の内容は、合理的配慮の申請者と大学との協議・合意を経て、個別に決定されます。合理的配慮を希望される場合、期日までに「合理的配慮の申請」が必要です。

*「合理的配慮」とは、障害のある人が教育を受ける権利を行使できるよう、大学が必要かつ適当な変更・調整を行うことです。それは状況に応じて個別に必要とされるものであり、かつ大学に対して過度の負担を課さない配慮のことです。

支援の項目	合理的配慮の内容	スクーリングの受講			試験の受験		備考
		対面 (夏期)	リアルタイム (春期・秋期)	オンデマンド	対面試験 (夏期S)	WEBでの 試験	
機器・点字等による 試験解答	視覚障害や肢体不自由等により、筆記が困難と認められた場合、点字や機器（ポメラ等）による試験解答を許可する。	—	—	—	○*	—	点字機器は自身でお手配ください。 *別室での受験となります。
試験問題等の拡大	視覚障害等により、試験問題の読解・解答の筆記が困難と認められた場合、試験問題や解答欄を拡大する。	—	—	—	○	—	
授業資料の事前配布	視覚障害や聴覚障害等により、手話通訳や読み上げのために授業資料の事前配布が必要と認められた場合、事前に資料を送付する。	○	○	—	—	—	配布資料がない科目もあります。また、科目によっては当日配布になる場合もあります。
手話通訳・ ノート(PC)テイクの手配	聴覚障害等により、手話通訳またはノート(PC)テイク等の学習支援者の同席が必要と認められた場合は、同席を許可する。	○	○	○	—	—	手話通訳・ノート(PC)テイク等の学修支援者は、自身でお手配ください。
メディア授業の字幕付け・ 文字起こし	聴覚障害等により、講義の聞き取りが困難と認められた場合、メディア授業の字幕付けや文字起こしを行います。	—	—	○	—	—	一部科目のメディア授業は、字幕表示されます。 (『スタディハンドブック』科目別開講インデックス参照)
試験時間の延長	視覚障害や聴覚障害、肢体不自由等により、試験の読解や解答の入力・筆記に時間を要すると認められた場合、試験時間を延長する。	—	—	—	○*	○	*別室での受験となります。
別室での受験	視覚障害や肢体不自由、精神障害等により、別室での試験受験が必要と認められた場合、別室での試験受験を許可する。	—	—	—	○	—	
注意事項等の文書伝達	聴覚障害等により、試験受験時の説明や注意事項の聞き取りが困難と認められた場合、注意事項等を文書で伝達（配布）する。	—	—	—	○	—	オンライン試験時の注意事項は、ポータルサイト上に掲載しますので、事前にご確認ください。
優先席の確保	視覚障害や聴覚障害、肢体不自由等により、座席の指定が必要と認められた場合、優先席を確保する。	○	—	—	○	—	
補聴器の使用	聴覚障害等により、教員の講義が聞き取りにくいと認められた場合、補聴器等の使用を許可する。	○	○	—	—	—	対面試験での試験時は、原則補聴器の使用はお控えください。
補聴援助システムの使用	聴覚障害等により、教員の講義が聞き取りにくいと認められた場合、「ロジャー」等の補聴援助システムの使用を許可する。	○	—	—	—	—	機器(送受信機)は自身でご用意ください。
音声認識ソフトの使用	聴覚障害等により、講義の聞き取りが困難と認められた場合、音声認識ソフト(UDトーク等)の使用を許可する。	○	○	○	—	—	

支援の項目	合理的配慮の内容	スクーリングの受講			試験の受験		備考
		対面 (夏期)	リアルタイム (春期・秋期)	オンデマンド	対面試験 (夏期S)	WEBでの 試験	
読み上げソフトの使用	視覚障害等により、教科書や授業資料等の読解が困難と認められた場合、読み上げソフトの使用を許可する。	○*	○	○	○*	○	*対面スクーリング・試験で読み上げソフトを使用する場合、別室での受講になります。
ルーペ(拡大鏡)の使用	視覚障害等により、教科書や試験問題の解読や筆記が困難と認められた場合、ルーペ(拡大鏡)の使用を許可する。	○	○	—	○	○	ルーペ(拡大鏡)は自身でご準備ください。
車椅子の利用	肢体不自由等により、車椅子の使用が必要と認められた場合、車椅子での受講等を許可する。	○	—	—	○	—	車椅子は自身でご準備ください。
車両の大学構内乗入	肢体不自由等により、車椅子の使用や歩行が困難と認められた場合、自家用車等の大学構内への乗り入れ・駐車を許可する。	○	—	—	○	—	
教員への周知	担当教員に対し、配慮事項を周知徹底する。	○	○	○	○	○	